

第一次世界大戦後の吉野作造の中国論 ——王正廷との対比を中心に——

趙 晓靚 (xiaoliang_zhao2003@yahoo.co.jp)

[名古屋大学]

The views of Yoshino Sakuzo regarding China after World War I: Comparing with Wang Zhengting

Xiaoliang Zhao

Graduate School of Environmental Studies, Nagoya University, Japan

Abstract

Yoshino Sakuzo is not only the most important leading thinker in Taisyo Democracy, but also well known as a specialist on Sino-Japan relationship, who wrote many about China from Xinhai Revolution to the Manchurian Incident. This paper will discuss the views of Yoshino Sakuzo regarding China, especially Japan's interests in China during the Paris Peace Conference, the Washington Conference, and the nationalist revolution. Besides, to make clear the significance of Yoshino's views regarding China in the history of Sino-Japan relationship this paper will also compare Yoshino's opinions about Sino-Japan relationship before the Manchurian Incident with Wang Zhengting's, the Minister of Foreign Affairs in China.

Key words

Yoshino Sakuzo, Wang Zhengting, the Paris Peace Conference, the Washington Conference, Japan's special interests in Manchuria and Mongolia, the nationalist revolution

1. はじめに

吉野作造は大正デモクラシー運動の代表的思想家として広く名を知られている一方、辛亥革命から満州事変までの日中関係に関する膨大な数の文章を遺している。たとえば吉野の中国論を研究した黄自進はつぎのように述べる。

「吉野は生涯にわたり、日中関係史に関する著作を五冊発表した（共著一冊を含む）。また中国の政論や時事報告などは、私の手元にあるものだけでも 162 本ある。これほど膨大な数の文章を発表していたという事実からも、吉野が如何に日中両国の相互理解のために尽力していたかが解るだろう⁽¹⁾。」

ゆえにこのような意味において、吉野の中国論に対する考察は彼の政治思想全体の解明にとって不可欠の作業だといえよう。

まず、従来吉野の中国論を考察した先行研究において二つの意見が対立していることを指摘しておきたい。すなわち、1915 年対華二十一ヶ条要求への対応と 1920 年代日本の条約上の権益を擁護する対中国政策論を中心に、吉野を帝国主義者と論述した宮本又久、平野敬和の研究があり⁽²⁾、それとは別に松尾尊児と黄自進は吉野の五四運動評価と北伐期の日中間往來の条約を「一旦白紙の状態」に還元させるべきという主張に注目し、第一次世界大戦以後、吉

野がウィルソンアメリカ大統領に唱導された「国際民主主義」に大きく傾斜し、中国ナショナリズムに積極的に対応しようとする強調して、吉野を反帝国主義者と位置づけている⁽³⁾。

だが、以上のような議論の枠組みにおいて、二つの課題が残されていると思われる。第一に、1919 年世界各国における民主主義勃興の一環として五四運動を評価した吉野の主張は解明されている一方、「帝国主義から国際民主主義へ」と第一次世界大戦後の国際政治を把握した吉野の認識は彼の対中政策論、もっと明確にいと彼の在華権益観にどのような影響を与えたか、また、パリ講和会議とワシントン会議で対華二十一ヶ条要求の撤廃を求めるとする中国の国権回復の要求を批判する吉野の主張は、彼の「国際民主主義」論とどのように関連づけているか、などの問題にはまだ検討の余地がある。第二に 1920 年代後半国民党による中国統一が成功する間に、日中間往來の条約を「一旦白紙の状態」に還元させ、「満蒙に於てすらも決して引き続き特殊地位を主張せんとする考えはない」と述べながら、「我國民衆一般の生活に直接の關係を有するものについては、その発生原因の如何に拘らず、之を合理的に整正するに際し特に穩當な配慮を加えられ」⁽⁴⁾ たいと語った吉野は、中国の不平等条約改正の要求と日本の満蒙権益に関して具体的にどのような構想をもち、さらにこの構想が当時南京国民政府による国権回復の外交と妥協することは果たして可能であろうか。なお、吉野は現実的に政治を動かせる立場にはなかったが、満州事変まで中国の不平等条約改正問題と日本の満蒙権益をめぐる彼の主張が、中国にとっていかなる存在であるかを解明するのは、近代日中関係史において吉野の中国論を位置付けるための不可欠の作

業だと思われる。

本論では、パリ講和会議に出席した中国代表団の全権で、1928年南京国民政府外交部長に就任して、いわゆる「革命外交」を展開し、また吉野に、「世界的協調主義」の精神を有し、中国の政治的将来を担う「ヤングチャイナ」の代表人物と評価された王正廷⁽⁵⁾の外交論との比較を通して、第一次世界大戦後の吉野の中国論を検討し、上記二つの課題の解明を試みる。

2. パリ講和会議とワシントン会議期

1918年11月、第一次世界大戦が終結し、翌年1月から6月までパリで講和会議が開かれた。パリ講和会議において、ドイツなど敗戦国との講和条約が議定され、国際連盟という史上最初の常設国際平和維持機関の設置が決定された。そしてパリ講和会議で未解決の軍縮問題と極東太平洋問題を議題とし、1921年11月から翌年2月まで日英米仏伊五カ国と中国、オランダ、ベルギー、ポルトガルの四カ国が加わったワシントン会議が開催された。この会議では、日英同盟に代わる四カ国条約、海軍軍縮に関する日英米仏伊五カ国条約、中国における門戸開放原則を確認した九カ国条約が締結され、これ以後の東アジア国際政治の枠組が整備された。

パリ講和会議において、王正廷を全権の一人とする中国代表団は、外国の勢力範囲の撤廃、不平等条約の廢棄など中国の領土保全と主権の回復を要求した。王正廷によれば、中国代表団が以上の要求を提出した理由は、これらの問題が今回の世界大戦によって発生したわけではないが、講和会議の目的は、もとより僅かに敵国と和約を締結するだけではなく、その上新世界を建設し、国家間平等の原則と国家主権の尊重を基礎としようとしているものである。勢力範囲と不平等条約は上記原則と矛盾している一方、他日国家間の紛争を釀成し世界の平和を擾乱する禍根であるため、講和会議においてその解決を期待するとするものであった⁽⁶⁾。

なかでも中国がとくに重視したのは、1915年日華条約の無効とドイツの膠州湾租借地を中国に直接に還付することであった。この要求に関する中国の理由は下記のとおりである。

「一、獨國が享くる権利は中國が對獨宣戰を發した為消滅する事」。

「二、日本の占領せる青島及膠州は軍事的強制の行動によつたもので法理及事實上は皆正式に租借權或は占有權を取得せざる事」。

「三、中日間の山東に関する條約日本の最後通牒の脅迫に依つて成立したもので且該約當時中國は始終中立を採り、從而和平會議にも参与し能はざるべしとの予想に基いたものであるから、復該約は有効ならざる事」⁽⁷⁾。

つまり、王正廷ら中国の外交官たちは、二十一カ条要求を、最後通牒という脅迫手段でむりやりに中国に押し付け

たものだとして、その効力を認めないのである。しかもウィルソン・アメリカ大統領による十四カ条講和条件は、国家間の平等と国家主権の尊重という民族自決主義が将来の平和を保障する重要なものだと見、パリ講和会議の上記原則と矛盾する二十一カ条要求、勢力範囲及び不平等条約撤廃の実現を期待したのである。

むろん勢力範囲の撤廃は日本だけに対する要求ではなかった。周知のように、1898年ドイツが膠州湾を99年の期間で租借することをはじめ、ロシア、フランス、イギリスは中国で均勢のとれた勢力配置とするという理由で、それぞれ旅順大連を25年、広州湾を99年、威海衛と九龍を25年で租借し、中国で租借地を中心に各自の勢力範囲を確立した。1905年日露戦争の結果、日本はロシアから旅順大連を25年租借する権利を継承し、租借地をもとに南満州を自国の勢力範囲にしてきた。さらに1915年の対華二十一カ条要求によって、日本は旅順大連の租借期間を99年に延長させた。ワシントン会議において英仏は、自発的に一部の租借地を中国に返還することを宣言したのに対し、旅順大連の回収をめぐる日中間の対立は、二十一カ条要求の効力問題に絡み不可避であった。それに関して王正廷はいう。

「旅順大連の租借地は中露の原訂条約には二十五年を期限としているから一九二五年を以て満期となるものであるが一九一五年日本は九十九年の延長を取得した。但し其取得の情形は尚其効力を中日間の一つの最重要なる懸案とならしめた⁽⁸⁾」。

すなわち、二十一カ条要求の効力を認めない中国にとって、旅順大連の租借は、1898年中露間で結ばれた遼東半島租借条約および旅大追加条約でさだめた1925年を最後の期限とする。それは二十一カ条要求の有効性と、同条約に基づく旅順大連租借の99年延長を主張する日本との衝突を意味する。結局、ワシントン会議では二十一カ条要求のような二国間の問題を討議することは拒否されたが、中国代表団は「他日の適當な機会に本案の解決を図る権利を留保する」と声明し、二十一カ条要求の効力問題に関して日本に譲歩しない姿勢を示した。王正廷も下記のごとく樂観視している。

「日本は特別の關係にあるを以て放棄〔旅順大連租借地の放棄〕を欲しないが其条約〔旅順大連租借に関する中露間の条約〕の規定期限は英國と同一で既に回収の時期に達している故に近く數年来政府の注意及國民の運動は着々として之れに向つて進行して居り、大勢の赴く所、回収実行の期亦遠からざるものであらう矣⁽⁹⁾」。

つまり、ウィルソンの十四カ条講和条件、国際連盟の創設および九カ国条約の締結に象徴されるように、第一次世界大戦後、国家間の平等と民族自決の主張は世界の「大勢」となる。その「大勢」に二十一カ条要求は矛盾していると捉え、さらにアメリカが山東問題で中国を支援し、英仏も

自発的に一部の租借地の放棄を示した状況を踏まえ、王正廷は対華二十一ヶ条要求の即時全面撤廃の要求はそれほど困難ではなく、早いうちにそれを実現できると考えていたのであろう。

ところが、パリ講和会議の際吉野は王正廷らの二十一ヶ条要求無効の主張をきびしく批判した。彼によると、「正当の権限を有するもの（一国の合法的政府）が取り極めた条約」はたとえ圧迫の結果でも有効、つまり1915年の日華条約が依然有効であり、また山東省の中国への返還に関して、日本が国際連盟の承認のもとでドイツの山東権益を継承し、その後一定の条件下で山東半島の租借地を中国に返還すると主張した⁽¹⁰⁾。このような吉野と王正廷の主張の対立が日中国益の対立を意味するのはいうまでもないが、以下二人の国益観がいかなる思想的枠組みによって規定されていたかを比較検討していく。

まず王正廷と同様、吉野も講和会議の主要目的は「永久平和の保障を目的とする世界改造」にあり、それは国際連盟の創設という問題で具現されたと認識した⁽¹¹⁾。なぜなら、彼はいう。

「此度の大戦の結果として、世界人類は著しく平和熱が昂つたことは覆ふべからざる事実である。戦争は実に悲惨事である。莫大な人命と国費を蕩尽してさて得るところのものは如何と冷静に顧みれば、国運を賭して殺戮戦を行ふのは實に馬鹿々々しい。それ故戦争は避け得られるべきものならば、成るべく避けたい。何とかして戦争と云ふ悲惨事を人類の生活から芟除したいと云ふことがこの大戦の結果として痛切に感ぜられたのである⁽¹²⁾。」

つまり、第一次世界大戦における莫大な犠牲と破壊の教訓により、今後大国間の全面戦争はかならず長期的総力戦になり、そのコストはいかなる戦争目的をも超えるものであり、この意味において、戦争防止は従来のように小国と思想家のスローガンではなく、欧米大国にとっても切実な関心事になっている。国際連盟創設の構想はその端的な表れだという。また、吉野によると1917年アメリカの参戦が「一国家の横暴に対する国際的制裁を実行した」ものであり、このような国際的制裁力の発動により、国際法の強制と国際連盟の成立は可能になる。

では、第一次世界大戦はヨーロッパ大国間の戦争であり、その惨禍を経験したことはいまだになかった日本にとって、なぜ連盟に参加して次期大戦を防止する必要があるのであろうか。吉野によると第一に、日本経済は欧米経済と密接な関係があり、「欧米の経済界が動搖すれば直接に我国民の経済生活に動搖を来たすのである」から、「今回の大戦に於て我国の蒙った経済上の影響は實に甚大なものである⁽¹³⁾。つまり、日本経済が欧米経済に大きく依存していること、また第一次世界大戦で明らかになったように、ヨーロッパの戦争が直接に日本に及ばなくても、日本経済に与える影響は無視できないのである。ゆえに今後日本が経済発展を遂げるためになんらかの方法で戦争を抑止

し、国際社会全体の安定化を図らなければならないという。第二に、「戦後は支那を中心として、我国は経済上に於て、欧米と極めて密接なる関係を結ばざるを得ない⁽¹⁴⁾」といったように、吉野は第一次世界大戦後、日本が欧米とともに中國で経済的発展を図ることを主張し、そのために東アジア国際環境の安定が不可欠な条件であると考えている。以上の理由をふまえ、吉野は国際連盟による平和維持の役割を重視した。

国際連盟の役割に関して、吉野と対極的意見を有する人物には北一輝があげられる。北によると、ウィルソンが国際連盟を提案した理由は何も平和維持ではなく、敗戦国ドイツの植民地を独占しようとするイギリスの野心を抑止することにある。つまり、ドイツの無条件降伏はイギリスにドイツの植民地を併合するチャンスを与え、それを阻止するため、ウィルソンは「不併土不賠償」の原則で国際連盟を創設することを提言した。また、そもそも日米にとって戦後最大の課題はイギリスと霸権を争うことであり、この共通利害のもとで日米が協力してイギリスによる植民地独占を阻止できれば、国際連盟が存在する必要もないし、日米が主導する新たな植民地分割も可能である⁽¹⁵⁾。このように、吉野は国際連盟を植民地分割による帝国主義戦争を抑止するための常設平和維持機関とみ、それに参加するのが戦後日本の経済発展にとって必要であると考えるのに対して、北は国際連盟が従来の帝国主義国家間の植民地分割闘争の道具だと主張し、彼にとって重要なのは平和維持どころか、世界大戦を起こしてまでイギリスとドイツの植民地を再分割することであった。

さて、連盟による平和維持を重視した吉野において、連盟が確立する条件は以下のようである。

「予輩は国際聯盟の確立の原則として三箇の主要条件が必要であると思ふ。第一は、国際聯盟の規約を完全にすること、第二は、国際法を強行せしむる法律を制定せしむること、第三は国際的制裁権を確立することである⁽¹⁶⁾。」

つまり連盟による平和維持という構想において、吉野は連盟規約と国際法の役割をもっとも重視した。また周知のように、国際連盟規約は連盟国の領土、政治的独立の保全を掲げ、それを侵害する国に対して連盟国一同で経済制裁、武力制裁を行う集団安全保障を規定した⁽¹⁷⁾。では、このように戦後日本の経済発展、および経済発展のために集団安全保障による平和維持を重視することは、吉野の中国論にどのような影響を与えたのだろうか、以下第一次世界大戦下の吉野の中国論と比較しながら検討してみる。

よく知られているように、1915年吉野は対華二十一ヶ条要求を日本の生存のための「最小限度の要求」とみて、それを全面的に支持した。1915年以後中国革命認識の変化および東アジアにおけるアメリカの台頭の影響により、石井・ランシング協定が締結されたとき吉野は、中国全土で日本の勢力を拡大しようとする対華二十一ヶ条要求の第五号を否定するように転じた⁽¹⁸⁾。他方吉野は、石井・ラン

シング協定の締結が日本の満蒙特殊権益に対するアメリカの承認を意味すると考え、それを歓迎した。彼によると、日本の満蒙特殊権益は「日本其物の安静を擁護するといふ消極的目的の範囲内に於て、支那の内政に干与する」政治的な権益であり、しかも「日本が支那との条約に於て有するところの権利利益のみ」ではない⁽¹⁹⁾。すなわち、満蒙において、条約上の根拠がなくても必要あれば日本が中国の内政に介入する権利を有するという見解である。このような解釈はむろん中国の主権と政治的独立を侵害するものであり、当時中国政府は日本の満蒙権益があくまで条約に規定されたものだと宣言したが、それに対して吉野は「条約によって有する権利の主張受けならば、何も第三国の承認は必要でない。特に第三国の承認を必要とせし所以のものは、条約によって有する権利以外の利益を意味するものとみなければならない」⁽²⁰⁾と中国の主張を批判し、大国間の合意さえあれば小国の反対がクリアできるという大主義的姿勢を示した。

だがワシントン会議の開催に至ると、吉野は自ら「此協約（石井・ランシング協定）を根底とする議論の恐らく通用せざるべきことは疑を容れない」⁽²¹⁾との判断を示して、日英同盟、日露協商および石井・ランシング協定のかわりに「一つの新しい協約」が成立するのは当然であると述べた⁽²²⁾。つまり国際連盟の成立により世界は、かつて中国での勢力圏分割に象徴されるように大国間の勢力均衡でようやくその安定が保たれた時代から、前述したように集団安全保障で平和を維持する時代に転換しはじめ、ゆえに大国間の均衡をつくるために小国の権利を無視することはすでに容認されない。しかも連盟規約では小国の主権と政治的独立を平等に擁護し、それを侵害する国に対して他のすべての連盟加盟国が経済制裁、武力制裁を行うことを規定している以上、日本の満蒙権益は当然中国の承認が必要である。また、前に述べたように中国での経済発展を重視する吉野にとって、中国中央政府の意志を無視し、満蒙で中国の内政に干渉することは中国本土における日本の経済発展に不利な影響を与えるのは当然である。したがって、吉野は日米間の合意で、日本が満蒙において中国の内政に干渉できるという日中間の条約を超える政治的権利を保障するやり方を批判し、満蒙権益に関して日本が主張できるのは、あくまで日中間の条約に基づくものに限るべきだと主張するように転じた。この認識をふまえ、吉野は張作霖援助を通じ満蒙全域を日本の政治的軍事的勢力圏にしようとする軍部の動向を批判した⁽²³⁾。さらに、1925年郭松齡事件の際に吉野は、条約上の根拠がある日本の権益が満蒙の支配者が関わっても犯されるはずはないから、出兵してまで守る必要はない。他方条約上の根拠がない権益を擁護するために派兵するのは中国に対する内政干渉であり、むしろ張作霖の失脚をきっかけにこのような不当の権益を手放すほうが得策だと主張した。

「ならば何故斯くまで張作霖は助けてやらねばならぬのか。（中略）彼を没落さしたくないと云ふ所以は、実は

我国の満蒙に於て有する所謂特殊利益の中には、条約に基いて有するもの（その何であるかは一々之を説かない）と其外張作霖の明示又は默示に依て現に我国に許されて居るものとの二つがある。条約に拠つて有するものは、張であらうが郭であらうが、濫りに之を侵すことも出来まいし又侵させもすまい。従て之れ丈の擁護の為なら何も急いで出兵するの必要なきは無論だ。只張君あるに依て始めて存する所の利益に至ては、張君なき後も依然之を主張し得るや否や明でない。故に之をも擁護せんとなればどうしても張君を没落させぬ様に骨折らねばならぬ。それには早く出兵して郭軍の進路を阻むに限る。之が実に即時出兵論の本当の根拠ではあるまい。出兵論者が他方に於て特殊利益の解釈を政府者と異にするなどと云ふのは、暗にこの点を念頭に浮べての論であらう⁽²⁴⁾。

すなわち、日本の満蒙権益のなかには中国中央政府と結んだ条約によるものと、張作霖個人との交際で得られるものがある。後者を擁護するために張作霖政権の存続が必要であり、これこそ出兵論の本当の根拠であると、吉野は考えている。

「次にも一つ考えて貰ひたいのは、張に依て得て居った特殊利益の道徳的根拠如何といふ点である。私の聞く所にして誤らずんば、中には公然と事實を表明するに堪へぬものもあるとやら。斯の如きをその儘将来に維持せんとするは、之を望む方が無理ではないか。若しそれがすべて何人に対（し）ても公然要求し得る底のものなら、郭君に求めて亦之を得られない道理はない。従て張君の没落を致命的打撃だと考へねばならぬのは、取りも直さず從来の利権の根拠が正しくなかつたことを自白するものである。（中略）果してさうなら、之は早晚改善せらるるを要するのだ。斯くして実は我国は最近対満政策の上に一大転回を試みねばならぬ時運に際会して居つたのである。故を以て此際動乱の勃発に慌てて俄に張君援助の挙に出づるが如きは、国策の上から云つても折角針路を定めた大勢に又々逆転を余儀なくさせるものと謂はねばならぬのである⁽²⁵⁾」。

つまり、条約上の根拠がない権益はすなわち張作霖個人との交渉で得られるものであり、それを擁護するために張作霖政権を存続させることが不可欠となるのだが、張作霖のような中国国民の支持を失った軍閥を支援することは、中国全体における日本の政策展開に不利な影響を与える愚策であると吉野は主張している。

他方、前に述べたように吉野は国際法の役割も重視した。彼はいう。「法の命ずるところ大国も小国もない。国際法より見れば諸国平等であるべきだ⁽²⁶⁾」と。すなわち、国家間の平等は国際法の前の平等であると吉野は考えている。しかしこの平等の意味するところは吉野によれば、国家間の条約はたとえ圧迫の結果でも有効であるというように、国際法が保障するのはすべての国々がいかなる条件においても一律に平等とするのではなく、現実の力

関係に基づくうえでの平等である。したがって、王正廷など中国代表団による対華二十一ヵ条要求をふくめ、不平等条約の即時全面撤廃にみられるような国家間の関係を無条件に平等化させる要求と吉野は当然対立した。中国の条約改正問題について吉野はつぎのように述べる。

「支那が名実共に自主の民族たり、自主の国家たらんとして、其要求を正当なる範囲に限らんか、彼の要求は其实力の発達するに伴つて、頓て列国の快き承認を得る事とならう。(中略)吾人は切に隣邦の友人の自重を望まざるを得ない⁽²⁷⁾」。

つまり不平等条約の撤廃は、国内法を整備し国際義務を履行する能力を有する統一的中央政府が形成されてから、はじめて可能な話であり、南北分断、軍閥割拠の中国の現状にしてみれば、不平等条約の撤廃はまだ時期尚早であるという。さらに吉野は、英仏が自発的に期限未満の一部の租借地の中国への返還を宣言したことを例にあげ、第一次世界大戦後弱小国に対する強国の態度は、利権を設定する侵略主義から弱小国に発展のチャンスを与えるように変わり、これは弱小国の独立達成に有利な「国際的デモクラシー」の体現だと指摘した⁽²⁸⁾。このように吉野は、国際間の自由平等は力の要素を無視した絶対の平等ではなく、ワシントン会議で中国に対する列強の譲歩に示されるように各国の力の発展にチャンスを与えることを意味すると考え、不平等条約の全面的撤廃を達成するには中国自身の「実力の発達」が不可欠な条件であると主張したのである。

以上論じてきたようにパリ講和会議とワシントン会議期において、吉野は第一次世界大戦が日本経済に与えた影響に注目し、戦後日本が中国で経済発展を遂げるためになんらかの方法で戦争を抑止して、世界全体、とくに東アジアにおいて国際環境の安定を図らなければならないと考え、国際連盟による平和維持の役割を重視した。このような思想的枠組みのなかで彼はつぎのように中国論を展開していく。すなわち、連盟規約、九ヵ国条約における中国の領土、政治的独立の保全の規定そして中国本土での経済発展を念頭におき、吉野はかつてのような中国政府の反対を無視して、条約上の根拠がなくても必要あれば満蒙において中国の内政に干渉する権利を日本が有するという解釈が、明らかに中国の主権と政治的独立を侵害し中国中央政府との関係を悪化させかねないものと考え、日本の満蒙権益は日中間の条約にもとづくものに限るべきだと主張するようになった。この認識をふまえ、彼は張作霖援助を通して満蒙全域を日本の勢力範囲にしようとする軍部の動向を糾弾した。従来の研究では、この時期に吉野が青島専管居留地の放棄と満蒙鉄道借款優先権の四国借款团への譲歩を主張したのはアメリカの門戸開放政策への順応だと指摘されているが⁽²⁹⁾、以上のような吉野の中国論にみられる変化がふれられていない。

他方、国際社会に貫徹するルールに対する認識の相違に関連して、吉野は中国の不平等条約撤廃の問題で王正廷と

対立した。つまり、王正廷は国家間の関係における国家の「権利」を強調する原則論の視点より、ウィルソンの十四ヵ条の民族自決論に期待し、対華二十一ヵ条要求をふくめ不平等条約の即時全面撤廃など、中国と列強間の関係を無条件に平等化させようとした。それに対して、吉野は国家間関係における「力」の役割を重視する現実的視点に立ち、国際的自由平等は力の要素を無視する絶対的な平等ではなく、現実の力関係に基づくうえでの平等であり、第一次世界大戦後国際関係の民主化は力のファクターを完全に否定するわけではなく、ワシントン会議における中国に対する列強の譲歩に示されるように各国の力の発展にもっと自由なチャンスを与えることを意味すると考えている。ゆえに不平等条約の全面撤廃を達成するには中国自身の「実力の発達」、いいかえれば中国全土を統一する力を有する中央政府の存在が不可欠な条件であり、南北分断、軍閥割拠の中国の現状にしてみれば、不平等条約の撤廃はまだ時期尚早であると吉野は主張した。先行研究では五四運動に対する吉野の共鳴が解明されているが⁽³⁰⁾、中国の不平等条約撤廃の要求を批判する思想的背景としての吉野の国家平等観を立ち入って検討していない。では、このような吉野と王正廷の対立はワシントン会議以後どのように展開していくのか、つぎに北伐と南京国民政府の成立期(1926~1929年)に焦点をあて検討してみる。

3. 北伐と南京国民政府の成立期(1926~1929年)

さて、1923年王正廷が外交総長、國務総理代理などの要職を務めた北京政府は日本に対して対華二十一ヵ条要求の無効を通告し、旅順大連の回収を求めたが、日本政府はそれを一蹴し、米英政府も慎重な姿勢を示すにとどまった。旅順大連租借地の即時回収というパリ講和会議とワシントン会議期の王正廷の期待は完全にはずれた。したがって1925年以後、王正廷は対華二十一ヵ条要求と不平等条約撤廃の手順を改めていく。つまり、彼は対華二十一ヵ条要求と不平等条約撤廃を中国外交の終極の目標としながら、それを即時全面的に撤廃するのは困難であると認識し、そのかわりに段階的に、漸進的に図るといいわゆる「順序ある外交」の構想を立てている。それは不平等条約撤廃の期間を五期に分けて実現する主張である。すなわち、第一期には関税自主権の回復、第二期には領事裁判権の撤廃、第三期には租界の回収、第四期には租借地の回収、第五期には鉄道利権、内河航行権、及び沿岸貿易権の回収というようなプログラムであった。1925年7月、王正廷の側近は記者会見で、条約改正に関する王正廷の方針を次のように表明した。

「不平等条約改訂について、最も重要なのは領事裁判権の撤廃と関税自主権の回収であり、とりわけ関税自主権の回収は一刻の猶予もない。というのは、領事裁判権は相対的な権利であり、関税自主権は絶対的な権利だからである。我国は法権の回収を要求すると同時に、司法を改良する義務を負わなければならない。(中略)関税自主権は国家

の財政を増収する一方で、国内の脆弱な民族工業を保護するのであり、対外商戦を行うにはきわめて重要な武器であり、我国の前途にきわめて大きくかかわっているので、他の提案と同じようなものではない⁽³¹⁾」。

すなわち、関税自主権の回復と領事裁判権の撤廃は不平等条約改正のもっとも重要な目標であり、中国の条約改正は関税自主権の回復から行うべきだという。なぜなら、関税自主は国家財政の増収と民族工業の保護などの役割を果たす国の「絶対的な権利」であり、それに対して領事裁判権の撤廃は中国の司法改良がその不可欠の前提であると、王正廷は考えているのである。さらに、1927年7月王正廷は「近二十五年中国之外交」という文章を発表し、「不平等条約の撤廃問題について、関税自主が我国の起死回生の妙薬であり、租界・租界地の回収、領事裁判権の撤廃ごときは順を追って交渉すれば、為しやすいと思う」と述べて、不平等条約の撤廃は、関税自主権の回復より行うべきであるという条約改正の手順を明らかにしている⁽³²⁾。

なお、対華二十一ヵ条要求でさだめた旅順大連租借地を中心とする満蒙問題に対して、王正廷は「満蒙問題には藉がある。丁度蜂の巣の様なものであって、うつかり手を出すと大変だ、暫くそっとして置く他はない⁽³³⁾」と述べ、満蒙問題を慎重に取り扱うべきとした。つまり、租借地返還など満蒙問題は日中両国関係で最も手を焼く問題で、軽々とそれに手を出すのは危険であり、現状に照らして満蒙問題の解決を暫く棚上げにして、または後回しにするしかないということである。では対華二十一ヵ条要求の撤廃と満蒙問題の解決はいつ可能であろうか、これについて王正廷はつぎのように述べる。

「査するにわが国民が最も心配するのは、すなわち日本である。しかも、現に日本が各種特権を放棄して、旅順大連如き中国に返還できるかどうかについて、日本に我国の要求に服従させる十分な国力がない限り、それを語ることはできない、と私は考えている⁽³⁴⁾」。

つまり、中国は日本に対抗できる国力を有するまで、旅順大連の返還など二十一ヵ条要求の全面撤廃はできない。ゆえに、国民政府は困難な満蒙問題の解決を差し控え、関税自主権の回復と領事裁判権の撤廃などの問題に外交努力を絞るとの方針をとるべきである、と王正廷は考えた。

以上論じてきたように、王正廷は一貫して対華二十一ヵ条要求の撤廃と不平等条約の改正を中国外交の終局的目標としながら、具体的にそれをどのように実現させるかに関する彼の構想は1920年代半ば以後変わっていった。1920年代半ばまで王正廷はパリ講和会議とワシントン会議で唱導された民族自決主義と集団安全保障の原則を武器に、国際会議での多国間交渉、協議ないし一方的な廃約宣言により、対華二十一ヵ条要求の無効と不平等条約の即時全面撤廃を図ろうとした。しかしパリ講和会議、ワシントン会議および1923年の二十一ヵ条要求無効宣言の失敗などをへ

て、王正廷は不平等条約撤廃に関する列強、特に日本の執拗な態度を知り、民族自決、国家間平等など国際政治の一般原則ではなく、自国の力を外交のバックにしなければならないことを認識し、自らの外交構想を改めていった。すなわち、いわゆる「順序ある外交」の構想である。それは法理的には二十一ヵ条の期限を認めず、実際的には解決困難な満蒙問題を後回しにして、まず解決可能な関税問題を処理し日中間の感情を緩和することおよび中国の強国化をはかる優先することを意味している。

一方、ワシントン会議から1927年北伐軍が揚子江流域を制圧するまで、吉野は基本的に日本の条約上の権利を擁護する姿勢で一貫してきた。その端的な例として、1926年四川省の軍閥によってイギリスの権益が侵害され、イギリス軍艦が万県を砲撃したいわゆる「万県事件」の際、吉野は「最近の英支葛藤」を執筆し、条約上の既得権を擁護するための中国に対する「新干涉主義」を唱えた。まず、中国中央政府が無力化である現状におかれ、列国は条約上の既得権にかかる「各地に於ける実際的利害の問題」を「中央政府を差措いて地方官憲又は私的団体や個人と直接交渉」せざるをえない吉野は主張した。また彼は、軍閥の略奪によって経営が悪くなり、日本からの借款が返済不能に陥る漢治萍借款の始末問題をあげて、その場合必要あればイギリスのように実力干渉に踏み出しても中国の「自主権尊重と抵触」しないと主張する⁽³⁵⁾。なぜなら、吉野はいう。

「支那はその自主権の尊重せらるべきを楯として、不当に他国の権利利益を侵害していいと云ふ理屈もない。支那自ら他国の権利々益を保護し得ずんば、或る条件の下に、他国之が為に執る自由行動は事実上認めずばなるまい。茲に或る条件の下にといふのは、其の自由行動の結果、永久に支那の自主権を侵してはならぬといふ意味である。故に例へば或る土地を占領するとか、又は或る管理権を把握するとかいふの類は、固より許されない。けれどもその干渉が一時の現象に留まり、他日に取り除き難い結果を残さぬものなら、格別八釜しく抗弁するまでもあるまいと考へる⁽³⁶⁾」。

つまり吉野によると、列国は中国の主権を尊重すると同時に、中国にも列国との条約を守る義務がある。ゆえに中国政府は列国の条約上の権利を保護できない場合、列国は権益擁護のために中国で「自由行動」をとる権限があるはずである。他方列国の「自由行動」には限度もあり、すなわち新しい利権の設定により中国の主権を侵害するのは禁じられるべきである。

第二に、日本は上記「新干涉主義」原則の確立にあたってイギリスの提唱に賛成すべきだが、この原則のもとで具体的な行動をとる場合イギリスと協働する必要はないと言ふのが王正廷の主張する。なぜなら、中国本土においてイギリスは列強中最大の利権を有し、しかも1925年五・三〇事件以後イギリスは中国の反帝ナショナリズムの最大の敵になってお

り、ゆえに「たった一つの問題を持つ」日本が「同時に三つ四つの問題の解決に迫られて居る」イギリスと行動を共にするのは、中国国民の反感を引き起こしかねない不得策だと吉野は考えたからである⁽³⁷⁾。しかも、吉野のこの主張は必ずしもワシントン体制下の列国協調システムからの離脱を意味するわけではない。なぜなら第一に、1926年1月北伐軍が上海に接近する際幣原外相はイギリスによる上海租界に共同派兵する提案を拒否した例からもわかるように、そもそも列国協調というのは、中国問題に関する如何なる場合にも列強は行動を共にする意味ではない。第二に、ワシントン体制下の列国協調システムは、門戸開放の原則のもとで中国の主権を尊重することと列国の条約上の既得権を保証することがその主眼であり、吉野のいう「新干渉主義」は前述したように条約上の既得権を擁護するための干渉であり、しかもそれによって新たな利権の設定が禁じられるべきである。ゆえに少なくとも吉野は主観的にワシントン体制下の列国協調システムを離脱しようとはしていないといえよう。

ところが、条約上の権利の擁護を主張する吉野にしてみれば、唯一の例外は1924年の満蒙鉄道の「国際管理」論であった。雑誌『改造』の座談会で満蒙権益放棄論をどう考えるかという質問に対して、吉野はつぎのように述べる。

「条件が要るな、放棄して後どうするかといふ、後の処置ですな。例へば鉄道も放棄するとして、鉄道を国際的のものとして相当の方法で管理して世界に連絡するといふやうにやるならば僕は宜いと思ひますが⁽³⁸⁾。」

このような満蒙鉄道の「国際管理」論は1909年アメリカ國務長官ノックスの満州諸鉄道中立化提議と同系のものであり、幣原外交をふくめ満州事変までの日本のどの内閣にも拒否されるはずのものである。先行研究では、吉野のこの主張がパリ講和会議期の青島専管居留地放棄論と同じように対米協調のための門戸開放主義への順応と指摘されているが⁽³⁹⁾、政党内閣のもとで日米関係が相対的に安定しているこの時期において、そもそも満蒙の鉄道利権を放棄してまで対米協調をおこなう現実的必要性は存在せず、それよりむしろ満蒙の条約上の権利といつても、鉄道利権のような一部の経済権益がある一定の条件が満たされれば放棄してもいいという吉野のこの考え方自身は重要である。なぜなら、これこそ満蒙権益をめぐる吉野と幣原との重要な相違であり、また国民政府により中国が統一された後の吉野の満蒙権益観を考察する際のヒントになりうると思う。後述するように、北伐が成功する際吉野は、満蒙鉄道利権の一部を譲歩することで国民党政権との外交妥協を図るべきだと主張する。

さて、北伐に関して吉野が最初に論じているのは、ソ連が北伐軍を支援しているからといって、北伐軍の成功で中国がソ連に赤化されることはないということであった⁽⁴⁰⁾。その理由は、中国人がいかに他から援助をうけても結局自國の立場を少しも曲げないということは辛亥革命に対する

日本の援助の経験からわかるからである⁽⁴¹⁾。つまり北伐軍を指導した思想は共産主義ではないと吉野は考えていた。これと関連して、1926年12月吉野は「三民主義の解」を執筆し、国民党の説く三民主義を解説した。吉野によると、三民主義の主唱者は孫文であり、孫文は革命の目的が民族主義、民権主義および民生主義という三民主義の実現にあると唱えた。民族主義とは「清朝を亡ぼして漢人種の独立を回復」することであり、民権主義とは「君主專制の政体を斥け民主共和の様式を確立」することであり、民生主義は「大体今日の社会主義に当る」という。しかも「排満」という民族主義の主張は辛亥革命当時大多数の革命青年の共通の認識であったが、民権主義と民生主義に関しては、彼らは「排満」のため奮闘しようとしたが、その先のことを計画するのは余計だと考えていた。それに対して孫文は「排満」だけでは満足できないと、民権主義と民生主義の主張を堅持した。このような経緯をふまえ、吉野は、昔の中国革命青年の態度は資本家を打倒さえすれば、後はすべてよくなると考えた日本無産階級運動左派のそれであり、孫文の主張は資本家の排斥が固より必要であるが、本当の仕事はその先にあるとする無産階級運動右派に相当するものと論じ、北伐軍の本当の思想は彼自身が顧問であった社会民衆党に接近していると主張した⁽⁴²⁾。さらに、1927年1月吉野は日本政府が国民党政府を「交戦団体」と承認することを求め、国民党支援の態度を明らかにした⁽⁴³⁾。

1927年4月国民党政府の要人戴季陶が日本を訪問した際、吉野は「無産政党に代わりて支那南方政府代表者に告ぐ」を執筆し、中国の政治的将来と日本の在華権益など重要な問題に関する見解を披瀝した。

まず、吉野は国民党が主導した北伐を中国統一の幕開けとみ、「その終局の目的達成を確信する」意を表した。つぎに、北伐軍が北京を占領するまで国民党政権を中国の正当な中央政府に承認するのは困難であるが、北伐軍が実際把握した揚子江流域に対する国民党の支配権を認めるという。第三に、揚子江流域における多数の外国の条約上の権益に対して関係条約が正式に改訂されるまで、国民党政権が責任をもって守るべきと吉野は進言した。第四に、将来北伐軍が北京に入り中国全土を統一したら、国民党政権を相手に中国の主権を尊重する原則で對華二十一ヶ条要求をふくめた在来の一切の不平等条約を改定するべきとする。「満蒙に於てすらも決して引続き特殊地位を主張せんとする考えはない」と述べながら、「我國民衆一般の生活に直接の關係を有するものに付いては、その發生原因の如何に拘らず、之を合理的に整正するに際し特に穩當な配慮を加えられ」と、満蒙権益の譲歩と日本国民の生活に直接に影響を与える権益の留保を同時に主張した⁽⁴⁴⁾。

以上論じてきたように、1927年北伐軍が揚子江流域を制覇した際、吉野は従来のような条約改定時期尚早論を改め、日中間不平等条約の全面的改定と中国への一部の満蒙権益の譲歩を主張するように転じた。三民主義への思想的共鳴と中国を統一しようとする国民党の力に対する吉野の期待はこの変化をもたらす主因であったが、もう一つ忘れ

てはならないファクターは東アジアの国際環境、具体的にいうと英米の動向であった。つまり北伐の進展に直面して、1926年12月イギリスはワシントン付加税の即時かつ無条件実施をふくむ対華新政策（クリスマスマッセージ）を発表し、それに次いで翌年1月アメリカもワシントン付加税実施のみではなく、関税自主権と治外法権の返還についても中国を代表するいかなる政府または委員とも交渉に入る準備があり、しかもこれらの問題に関しアメリカは単独ででも交渉に応ずるという対華新政策「ケロッグ声明」を発表した⁽⁴⁵⁾。このように英米が相次いで中国に譲歩する声明を出した以上、日本は列国から取り残されると将来の対中交渉に不利であるという考えもあったのではないだろうか。

ところで、「我国民衆一般の生活に直接の関係を有するもの」の留保とはいっても何を意味している、あるいは吉野が中国に譲歩しようと考えていた満蒙権益はどのようなものであろうか、以下検討していく。

1927年7月田中内閣は、東方会議で議定された満蒙鉄道計画方針にしたがい、張作霖に対して満蒙鉄道懸案を解決するための交渉を開始したが、東北地方ではこの交渉に反対する中国民衆の大規模の反日運動が勃発した。このような背景で、10月吉野は「満州の排日騒ぎにつき或る支那人からの来書」を『中央公論』に寄稿し、中国人「S君」の口を借りて、日本の満蒙鉄道利権に関する自らの意見を披露した。まず、吉野は今回の排日運動は「満州支那民衆の自覚に基ける不可抗の一現象」であり、それに対して「相当の対策」を講じないと「日本は遂に大陸に於て完全にその足場を失はぬとも限らない」と中国の利権回収運動に真剣に対応すべきことを強調した。では、どのような対応が必要だと彼は考えていたのだろうか。つぎに、吉野は中国の友人「S君」からの手紙の内容を摘記し、その手紙に自分も一番「大なる感動」を感じ、しかも「最も強く反省させられた」と「S君」の意見に賛成する意を表した。

「S君」によると、そもそも日本が条約上の権利、たとえば鉄道敷設権と商租権の実現を確保しようとする満蒙懸案解決の努力は「形式上固より当然の事」であり、それに対する中国側の抵抗は「不信たるを免れない」。しかし他方田中内閣の満蒙分離論をぬきにしても、中国にはやはり日本の満蒙進出に抵抗しなければならない理由がある。その理由について「S君」はつぎのように述べる。

「そんなら何故私共は此上貴国が条約上の権利の確保に努めらるることに反対するのかと云ふに、そは一言にして申せば『現状』の拡大になることを恐るるからです。詳しく云へば満蒙に於ける日支関係の『現状』は——私は法理上乃至形式上のことを云ふのではありません、経済上乃至実際上のことを申すのです——全然国際的搾取主義の上に築かれて居るからです。能くお國の人が口にする両国人民の共存共榮の基礎の上に組み立てられて居るのでなくして、日本人及日本国が全体として支那人及支那国と云ふものを犠牲にすると云ふ土台の上に作り上げられて居るからです。斯くて我々は在來の『現状』そのものに多大の不

満を有つて居りました⁽⁴⁶⁾」。

つまり、日本の満蒙権益に対して中国人が大きな不満をもっているのは政治的権益ではなく、日本による経済的搾取の現実である。それは具体的に何をさすかというと、「一つは満鉄を政治的に悪用することで、他はその結果その經營の全然官僚的なることです⁽⁴⁷⁾」。すなわち、前者は満鉄を政党、とくに政友会の「金穴」にすることで、後者は「満鉄を日本内地の政治的目的に悪用するの結果としてその經營には絶対に他人を與らしめることは出来ぬ」という「企業經營の排他独裁」である⁽⁴⁸⁾。さらに「S君」は、日本が中国人の協力で満蒙における条約上の懸案を解決するためには以上のような「現状」の「革命的変更」が必要だと主張する。「S君」はいう。

「私共支那人の立場としては、(中略) 滿蒙に於ける一切の企業の収益に就いては、之に關係せる日支両国人の共同の利益を公平にはかるを期せしめ、更に進んで文字通りに両国人民の共存共榮を資けしめる様にせねばならぬと思ひます⁽⁴⁹⁾」。

つまり、満鉄に代表される日本の在満企業の經營管理に中国人を入れて、その収益も公平に中国に分配することを「S君」は求めている。また前述したように、この意見に対して吉野もほぼ賛成したのである。

以上のように、北伐の進展から中国統一の見込みを見出そうとした吉野は從来の満蒙権益擁護論を再考はじめた。すなわち旅順大連租借権と鉄道付属地の駐兵権などの政治的権利を留保する一方、満鉄を中国と共同管理し、ないし鉄道の収益を公平に中国に分配するなど満蒙権益のなかの一部の経済権益を中国に譲歩することを吉野は考えているのであろう。1924年の満鉄国際管理論を想起すれば、このような満蒙鉄道利権にこだわらない姿勢は、北伐期吉野の中国論と南京国民政府が成立した後にも満蒙権益の現状維持を求めようとする幣原外交との重要な相違点だといえよう。先行研究では、吉野の中国論と幣原外交が決定的に異なるのは吉野が満蒙権益に固執しない点だと指摘しているが⁽⁵⁰⁾、吉野が具体的にどのような権益を放棄してもいいと考えているかについて、立ち入って検討していない。また前述したように、この時期に王正廷は旅順大連の回収など困難な満蒙問題の解決を差し控え、まず関税自主権の回復と領事裁判権の撤廃に中国の外交努力を絞ると考えていた。この意味において、満蒙問題をめぐる二人の意見は客観的に妥協可能だといえよう。

では、実際吉野は王正廷外交をどうみているか、以下日中通商航海条約の交渉を例に考察していく。

1928年6月北伐軍は北京に入城し、国民党による中国本土の統一事業は一段落した。7月7日国民政府王正廷外交部長は不平等条約撤廃の宣言を発表し、日本に対して日中通商航海条約の無効と、新条約締結まで国民政府の制定した臨時弁法を適用する旨を通告した。日本は国民政府外交部の通告を一方的な条約解釈であるとして承認せず、与党

政友会のみならず、野党政民党も国民政府の条約失効措置を「国際信義を無視するの甚しきもの」とつよく反発した。これに対して吉野は「支那の形勢」と「対支政策批判」を執筆し、王正廷の外交政策に論及した。

まず、吉野は日本と中国との将来の関係は「在来の約定に基づいて決められるべきものではなく、主としては一旦白紙の状態に還りて、別に新たに両国の利害を省量し純然たる理義の指示に遵って決められるべきである」と、旧來の不平等条約のかわりに中国と平等な新条約を締結すべきことを主張した⁽⁵¹⁾。他方吉野によると、新条約を締結すべきだといつても、「条約は約束である。一方的行為を以て破らるべきものではない」から、国民政府による一方的な条約無効宣言と臨時弁法適用の通告は国際信義に違反するものであり、日本政府がそれを受け入れられないのは当然である。しかし、それによって国民政府が日本の立場を完全に無視していると考えるのは速断である。なぜなら、第一に不平等条約の改正は現代中国の流行語であり、外交当局者はそれを堂々と内外に声明しなければ、国民の批判を免れない。ゆえに南京国民政府による不平等条約の一方的破棄の声明それ自体は、実際の外交政策というより、むしろ国民の支持をえるための内政上の必要から出た声明である。第二に、不平等条約の撤廃は国民党と王正廷自身が一貫して主張する外交原則であり、いまさら直ちにこの主張を緩和するのは彼らにとって困難である。だが実際の外交交渉に臨むと王正廷はかならずしも原則論で押し通すのではなく、もっと稳健な姿勢で交渉に応じるはずである。以上の理由をふまえ、吉野は性急に南京国民政府と王正廷を非難する必要はなく、むしろ彼らの立場と真意を理解し、彼らとの外交交渉を通して条約改正と満蒙問題をめぐる日中間の妥協を図ることが得策だと主張した⁽⁵²⁾。実際王正廷は臨時弁法を日本に適用すべきだという原則を表明しながら、臨時弁法をいつから、どのように日本に適用するかにいっさい言及していなかった。結局国民政府はずっと臨時弁法の実施に踏み切らなかつた。その理由は、王正廷の目的は満期となった日中通商航海条約の廃棄ではなく、日本との交渉のうえ、平等および主権の相互尊重に基づく新条約の締結にあつたからである。ゆえに王正廷にとって、もし日本政府が条約改正交渉に応じるならば、国民政府にとって臨時弁法を日本に適用する必要はないというのであろう⁽⁵³⁾。終わりに、1929年4月日中双方は、条約の効力に関するそれぞれの法理上の立場を堅持する一方で、あえてこれを論じないと前提において、国民政府は臨時弁法を日本に適用しないこと、日本は条約改正交渉を速やかに開始することの二点で一致をみるに至つた。また1930年3月日中両国の間では、中国の關稅自主権を認める新關稅協定の仮調印がなされた。

以上述べたように吉野は王正廷外交に理解を示し、国民党政権との交渉で条約改正と日本の満蒙権益をめぐる日中間の妥協を図るべきだと主張した。また、満蒙問題をめぐって吉野と王正廷の考えは相互に架橋可能なものであり、しかも日中通商航海条約交渉にみられる王正廷の柔軟

な外交姿勢に示されるように、満州事変の勃発まで条約改正と満蒙問題をめぐる吉野の構想と王正廷外交との妥協はかならずしも不可能とは言えない。先行研究では吉野が王正廷の「革命外交」を「冷静に受け止める」とふれているが⁽⁵⁴⁾、日中通商航海条約交渉における王正廷外交の実態と関連して、中国の不平等条約改正問題をめぐる吉野の考え方を立ち入って検討していないために、吉野作造と王正廷の考え方の異同は明らかにされていない。

4. おわりに

以上論じてきたように第一に、パリ講和会議とワシントン会議期において、吉野は第一次世界大戦が日本経済に与えた影響に注目し、戦後日本が中国で経済発展を遂げるためになんらかの方法で戦争を抑止し、世界全体、とくに東アジアにおいて国際環境の安定化を図らなければならないと考え、国際連盟による平和維持の役割を重視した。このような思想的枠組みのなかで、彼は連盟規約、九ヵ国条約における中国の領土、政治的独立の保全の規定そして中国全土での経済発展を念頭におき、かつてのような中国政府の反対を無視して、条約上の根拠がなくても必要あれば満蒙において中国の内政に干渉する権利を日本が有するという解釈が、あきらかに中国の主権と政治的独立を侵害し中国中央政府との関係を悪化させかねないものと考え、日本の満蒙権益は日中間の条約にもとづくものに限るべきだと主張するようになった。この認識をふまえ、彼は張作霖援助を通して満蒙全域を日本の勢力範囲にしようとする軍部の動向を糾弾した。従来の研究では、この時期に吉野が青島專管居留地の放棄と満蒙鉄道借款優先権の四国借款团への譲歩を主張したのは、アメリカの門戸開放政策への順応だと指摘されているが、以上のような吉野の中国論にみられる満蒙権益論の変化についてふれられていない。国際社会に貫徹するルールに対する認識の相違に関連して、吉野は中国の不平等条約撤廃の問題で王正廷と対立した。つまり、王正廷は国家間の関係における国家の「権利」を強調する原則論の視点より、ウィルソンの十四ヵ条の民族自決論に期待し、対華二十一ヵ条要求をふくめ不平等条約の即時全面撤廃など、中国と列強間の関係を無条件に平等化させようとした。それに対して、吉野は国家間関係における「力」の役割を重視する現実的視点に立ち、国際的自由平等は力の要素を無視する絶対的な平等ではなく、現実の力関係に基づくうえでの平等であり、第一次世界大戦後国際関係の民主化は力のファクターを完全に否定するものではなく、ワシントン会議における中国に対する列強の譲歩に示されるように各国の力の発展にもっと自由なチャンスを与えることを意味していると考えている。ゆえに不平等条約の全面撤廃を達成するには中国自身の「実力の発達」、すなわち中国全土を統一する力を有する中央政府の存在が不可欠な条件であり、南北分断、軍閥割拠の中国の現状にしてみれば、不平等条約の撤廃はまだ時期尚早であると吉野は主張した。先行研究では五四運動に対する吉野の共鳴が解明されているが、王正廷の主張との対比において、中国

の不平等条約撤廃の要求を批判する思想的背景としての吉野の国家平等觀に立ち入って検討していない。

第二に、1927年北伐軍が揚子江流域を制圧した際、北伐の進展からいちはやく中国統一の見込みを見出した吉野は、従来のような条約改定尚早論を改め、日中間の不平等条約の全面的改定の機が熟したと主張するようになった。日本国民の生活に重大な影響を与えると考えられる満蒙権益に関しては、吉野は旅順大連租借権と鉄道付属地の駐兵権など政治的権利を留保する一方、満鉄を中国と共同管理し、そのうえ鉄道の収益を公平に中国に分配するよう満蒙権益のなかの一部の経済的部分を中国に譲歩することを考えている。このような満蒙鉄道利権の一部を放棄する主張は、北伐期吉野の中国論と満蒙権益の現状維持を求める幣原外交との重要な相違点だといえよう。先行研究では、吉野の中国論と幣原外交が異なる点は吉野が満蒙権益に固執しないところにあると指摘しているが、吉野が具体的に満蒙権益のどの部分を留保しようとするのか、どの部分を中国に譲歩しようと考えているかに関して検討していない。また、日中通商航海条約交渉の際吉野は、中国と平等な新条約を締結すべきだと主張しながら、国民政府による一方的な条約無効宣言と臨時弁法適用の通告を国際信義を違反するものと批判した。にもかかわらず吉野は、王正廷が公の場で日中通商航海条約廃棄の原則を宣言したが、実際交渉の場合文字通りに条約廃棄を強要するとは限らず、むしろ彼が柔軟な姿勢で交渉に臨むはずだと王正廷外交を判断して、国民政府との交渉を通じ条約改正と満蒙問題をめぐる日中間の妥協を図るべきだと主張した。パリ講和会議、ワシントン会議および1923年の二十一ヵ条要求無効宣言の失敗などをへて、王正廷は不平等条約撤廃に関する列強、とくに日本の執拗な態度を知り、民族自決など国際政治の一般原則ではなく、自国の力を外交のバックにしなければならないと認識し、自らの外交構想を改めた。すなわち、いわゆる「順序ある外交」の構想である。それは法理的には二十一ヵ条要求の期限を認めず、実際的には旅順大連租借地返還など解決困難な満蒙問題を後回しにして、まず解決可能な関税問題を処理し、日中間の感情を緩和することおよび中国の強国化をはかることを優先することを意味している。実際日中通商航海条約の交渉において、王正廷は旧条約の廃棄ではなく、新条約の締結に重点をおき、臨時弁法の実施に踏み切らず、日本との条約改正に成功した。要するに、北伐から満州事変までの吉野の中国論は、国民党による中国の統一という新たな事態に対応し、不平等条約改正と満蒙問題をめぐる日中間の衝突を回避することを求めるものであった。また、中国の関税自主権回復の要求に応じ、平等な新日中条約を締結し、さらに鉄道利権を譲歩することで満蒙問題をめぐる日中間の妥協を図る吉野の考えは、満蒙権益の現状維持を主張する幣原外交と比べ中国に対してより柔軟であり、当時国民政府の外交指導者王正廷の対日外交戦略との妥協も可能なものであった。

注

- (1) 黄自進「なぜ吉野作造なのか—近代日中関係史を考察する上で—」『吉野作造選集』8・月報14所収、岩波書店、1996年、2頁。
- (2) 宮本又久「帝国主義としての民本主義—吉野作造の对中国政策」『日本史研究』91、1967年6月。平野敬和「吉野作造のアジア—第一次世界戦争から国民革命の終結まで」『吉野作造記念館 研究紀要』、2004年3月。
- (3) 松尾尊児『大正デモクラシー』、岩波書店、1974年。同『中国・朝鮮論』解説『中国・朝鮮論』平凡社、1970年。同『民本主義と帝国主義』、みすず書房、1988年。同「解説 吉野作造の中国論」『吉野作造選集』8、岩波書店、1996年など。黄自進「吉野作造と中国—五四運動を中心には—」慶應大学法学研究会『慶應義塾大学大学院法学研究科論文集』、22号、1985年。同「北一輝の辛亥革命、五四運動観—吉野作造との対比を中心に」東京外国语大学海外事情研究所編『Quadrante』No1、1999年3月。同『吉野作造対近代中国的認識與評価：1906～1932』、台北中央研究院近代史研究所、1995年。
- (4) 吉野作造「無産政党に代わりて支那南方政府代表者に告ぐ」『中央公論』1927年4月「巻頭言」、『吉野作造選集』9所収、岩波書店、1996年、337頁。
- (5) 吉野作造「支那雑感の二三」『新人』、1922年6月。
- (6) 王正廷「近二十五年中国之外交」中国社会科学院近代史研究所所蔵『王正廷近言録』。
- (7) 王正廷著、竹内克己訳『近代支那外交史論』、中日文化協会、1929年、194～195頁。
- (8) 同前、207頁。
- (9) 同前、208頁。
- (10) 吉野作造「山東問題」『大阪毎日新聞』1919年5月20～26日、『吉野作造選集』9所収。
- (11) 吉野作造「何ぞ進んで世界改造の問題に参与せざる」『中央公論』1918年12月、『吉野作造選集』5所収、373頁。
- (12) 吉野作造「國際連盟は可能なり」『六合雑誌』1919年1月、『吉野作造選集』6所収、3頁。
- (13) 同前、9頁。
- (14) 同前、12頁。
- (15) 北一輝「ベルサイユ会議に対する最高判決」『北一輝著作集』2、みすず書房、1968年。
- (16) 前掲「國際連盟は可能なり」、6頁。
- (17) 國際連盟の研究については、海野芳郎『國際連盟と日本』、原書房、1972年、伊香俊哉『近代日本と戦争違法化体制—第一次世界大戦から日中戦争へ—』、吉川弘文館、2002年、小林啓治『國際秩序の形成と近代日本』、吉川弘文館、2002年などを参照されたい。
- (18) 拙稿「對華二十一ヵ条要求をめぐる北一輝と吉野作造」政治思想学会『政治思想研究』第5号、2005年5月参照。
- (19) 吉野作造「日米共同宣言の解説及び批判」『中央公論』

- 1917年12月、『吉野作造選集』5所収、254頁。
- (20) 同前、254～255頁。
- (21) 吉野作造「石井・ランシング協約と太平洋會議」『中央公論』1921年8月、『吉野作造選集』6所収、199頁。
- (22) 吉野作造「四国協商の成立」『中央公論』1922年1月、『吉野作造選集』6所収、232～233頁。
- (23) 吉野作造「武器問題に依て惹起されたる我が東方対策の疑問—敢て軍閥の人々に問ふ—」『中央公論』1922年11月、『吉野作造選集』9所収。
- (24) 吉野作造「満州動乱対策」『中央公論』1926年1月、『吉野作造選集』9所収、324頁。
- (25) 同前、327～328頁。
- (26) 前掲「国際連盟は可能なり」、6頁。
- (27) 吉野作造「支那問題概観」『中央公論』1922年1月、306頁。
- (28) 吉野作造「支那近事」『中央公論』1922年3月、193頁。
- (29) 藤村一郎「ワシントン体制と吉野作造—漸進主義における理想主義と現実主義」、『久留米大学法学』44、2002年10月。
- (30) 前掲松尾尊児と黄自進の研究を参照。
- (31) 「王正廷対改約意見」『晨報』1925年7月14日。
- (32) 前掲「近二十五年中国之外交」『王正廷近言録』、127～155頁。
- (33) 山本条太郎翁伝記編纂会『山本条太郎 論策二』、原書房、1982年、479頁。
- (34) 王正廷「外部工作与廢除不平等条約」前掲『王正廷近言録』、31頁。
- (35) 吉野作造「最近の英支葛藤」『中央公論』1926年10月、96～99頁。
- (36) 同前、99頁。
- (37) 同前、100～101頁。
- (38) 吉野作造、長谷川如是閑など「対支国策討議」『改造』1924年11月、32頁。
- (39) 藤村一郎前掲「吉野作造とワシントン体制」、55頁。
- (40) 前掲「最近の英支葛藤」、101頁。
- (41) 吉野作造「支那と露西亜と日本」『中央公論』1926年9月、『吉野作造選集』9、332頁。
- (42) 吉野作造「三民主義の解」『現代憲政の運用』所収、みすず書房、1988年。
- (43) 吉野作造「廣東政府を承認せよ—その根拠及び態度について—」『社会民衆新聞』16号、1927年1月20日。
- (44) 吉野作造「無産政党に代わりて支那南方政府代表者に告ぐ」『中央公論』1927年4月、『吉野作造選集』9所収、336～337頁。
- (45) 白井勝美『日中外交史—北伐の時代—』、塙書房、1971年、18頁、27頁を参照されたい。
- (46) 吉野作造「満州の排日騒ぎにつき或る支那人からの來書」『中央公論』1927年10月、98～99頁。
- (47) 同前、100頁。
- (48) 同前、100～101頁。
- (49) 同前、101～102頁。
- (50) 前掲松尾尊児「解説 吉野作造の中国論」、368頁。
- (51) 吉野作造「支那の形勢」『中央公論』1928年7月、『吉野作造選集』9所収、355～356頁。
- (52) 吉野作造「対支政策批判」『中央公論』1928年9月、83～85頁。
- (53) 高文勝「日中通商航海条約改正交渉と王正廷」、名古屋大学大学院人間情報学研究科『情報文化研究』、17号、2003年3月。
- (54) 広野好彦「吉野作造中国論おぼえがき」京都大学法学会『法学論叢』第121卷第6号、1987年、78頁。

(受稿：2005年10月28日 受理：2005年12月2日)